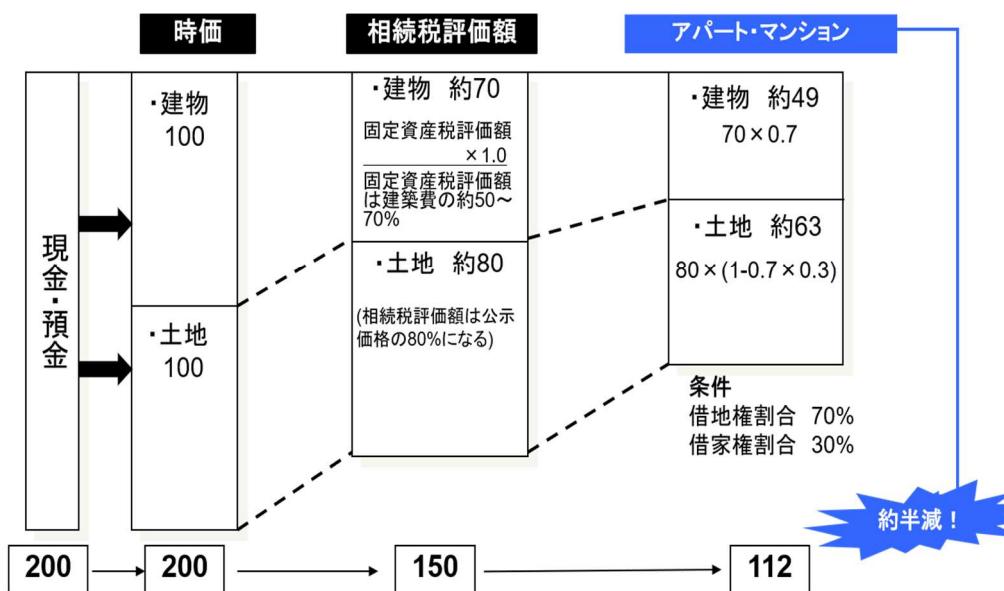


現金・預金の不動産化で相続税評価額を下げる



TAX ニュースレター

東栄税理士法人
03-6455-4187
<https://toeitax.co.jp/>

2025/12月号

178万円の壁と、復興から防衛へ

2026年度税制改正

今月は2025年12月19日に発表された2026年度税制改正大綱の内容について解説します。

今年の改正の目玉は住宅ローン控除と

178万の壁、といった触れ込みでしたが、蓋を開けてみれば他にも大きな改正が多くありました。税調メンバーも変わり働いて働いて働いたのでしょうか。

影響が大きいのは、相続税における5年以内に購入した投資不動産の時価評価（なぜか株式評価の3年以内時価評価よりも長いという…）、教育資金一括贈与の廃止、0歳からNISA（贈与税は大丈夫か）、1億円の壁の増税（意外と影響大きい？）、青色申告控除の拡大、防衛特別所得税の創設、といったところでしょうか。防衛所得税は増税だ、というネットの声もありますが復興所得税を移行しただけでので一応今までと変わりありません。それでも時限立法である復興税を恒久（？）課税である防衛増税に鞍替えしましたので長い目で見れば増税と言えるかもしれません。

例年よりは減税色が強いが

予想どおりの鞍替えで、一度取った税金を止めるつもりは到底ない財務省にとって税金の名前などどうでもいいということがよく分かりますが、いずれにしても財務省の粘り勝ちといったところです。なお、復興法人税はすぐに止めたのに復興所得税はしつと10年もの延長です。やはり法人税より個人の税金を上げる、という政治の力関係になっているのでしょうか。国民全員法人を作るしかないかもしれません（笑）。実務家としては減価償却費の即時償却30万→40万への拡大が驚いた点で、資格勉強時代を含め長年30万で体に染み付いていますので40万に慣れるまでは時間が掛かりそうです（笑）

減税色が強いとオールドメディアでは言われていますが、減税改正であるローン控除は大して今までと変わらず、178万の壁もやはり中所得者までしか効果はない上に2年限定です。それに対して増税改正は投資不動産の時価評価、防衛所得税などはるかに上回る影響があり、例年の増税傾向に変わりはなく残念ながら新時代の到来を感じる大綱ではありませんでした。

今月のコメント

早いもので本年最後のニュースレターとなりました。皆様本年も大変お世話になりました。

今年は息子の受験一色の年でした。娘に比べやはり男の子の方が関与度合いを高くせざるを得ず、娘のときこんなに大変だったかな？と感じてますが、息子との貴重な二人三脚の時間を満喫しております。

年末年始休暇は12月30日（火）から1月4日（日）まで頂く予定です。

ご不便をお掛けしますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

来年も引き続き宜しくお願い致します。

税理士 岡本勲

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人